

○福井県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務条件、給与等に関する条例

〔 令和2年2月25日 〕
〔 条例第1号 〕

令和2年12月 1日条例第 8号
令和3年12月 1日条例第 4号
令和4年11月 4日条例第 5号
令和5年12月 1日条例第 6号
令和6年 2月20日条例第 1号
令和7年 2月14日条例第 1号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務条件、給与及び費用弁償等について定めるものとする。

（勤務日及び勤務時間）

第2条 会計年度任用職員の勤務日及び勤務時間は、その業務を考慮して、任命権者が割り振る。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1日につき7時間45分を超えず、かつ、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内において、任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）が定める。

3 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

（時間外勤務）

第3条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、会計年度任用職員に対し、前条の規定により割り振られた勤務時間外の時間に勤務することを命ずることができる。

（休日及び休憩時間）

第4条 会計年度任用職員は、土曜日、日曜日及び福井県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第10条に規定する休日は、勤務することを要しない。

2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも60分の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。

（休暇）

第5条 会計年度任用職員の休暇は、勤務時間条例に準じて、任命権者が定めるものとする。

（年次有給休暇の取得単位）

第6条 年次有給休暇の取得単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。

（給与）

第7条 第1条の給与とは、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬、期末手当及び勤勉手当をいい、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料並びに通勤手当、地域手当、時間外勤務手当

、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当(以下「各種手当」という。)をいう。

2 公務について生じた費用の弁償は、報酬には含まない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料等)

第8条 フルタイム会計年度任用職員の給料月額は、次の表の左欄に掲げる職務の級及び同表の中欄に掲げる号給に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職務の級	号給	給料月額
1級	1号給から93号給まで	中欄に掲げる各号給の号数と福井市職員の給与に関する条例(昭和26年福井市条例第22号。)別表第1の一般職給料表におけるそれぞれ同号数の号給に対応する同表の1級の欄に掲げる給料月額と同額

2 任命権者は、フルタイム会計年度任用職員を前項の表に掲げる職務の級に格付けし、同表によりその者の号給を決定しなければならない。ただし、福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例(平成19年福井県後期高齢者医療広域連合条例第9号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける一般職の常勤職員(以下「常勤職員」という。)との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、任命権者が必要と認める場合には、別に定めるところにより、当該職務の級をそれより上位の級とすることができる。

3 前項の号給の決定の基準は、任命権者が別に定める。

4 フルタイム会計年度任用職員の各種手当については規則で定めるものを除き、常勤職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第9条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとする。

2 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬(第11条の規定により支給する報酬以外の報酬をいう。以下同じ。)の額は、フルタイム会計年度任用職員の給料との権衡を考慮し、規則で定めるところにより算定した報酬の額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第10条 パートタイム会計年度任用職員が通勤に要する費用を自ら負担しているものについて、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額は、給与条例第8条に準じ、算出した額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬)

第11条 会計年度任用職員が、第3条の規定による勤務をした場合は、時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、第3条の規定により勤務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの基本報酬額の100分の100から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げた額)とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第12条 会計年度任用職員が勤務しないときは、年次有給休暇若しくは特別休暇(有給であるものに限る。この条において同じ。)の取得又は当該会計年度任用職員が勤務しないことについて任命

権者の承認を受けた場合を除き、その勤務しない1時間につき、規則で定める勤務1時間当たりの基本報酬額を減額して支給する。

（期末手当）

第13条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上の会計年度任用職員に対して、それぞれ基準日の属する月の広域連合長が定める日（以下「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した会計年度任用職員についても、同様とする。

2 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなす。

3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

4 前項の期末手当基礎額は、パートタイム会計年度任用職員においては、それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6月以内の会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額とし、フルタイム会計年度任用職員においては、それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）現在において会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

第13条の2 期末手当の不支給及び一時差止めについては、給与条例第17条及び第18条の適用を受ける職員の例による。

（勤勉手当）

第13条の3 第13条第1項及び第2項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

3 第13条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第13条の3第2項」と読み替えるものとする。

（休職者の給与）

第14条 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、これに給与の全額を支給する。

（旅費）

第15条 会計年度任用職員が公務のために旅行をした場合には、当該会計年度任用職員に対し、当

該旅行に係る費用を弁償する。旅費の額及び支給方法については、常勤職員の例による。

（広域連合長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与）

第16条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し広域連合長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常時勤務を要する職を占める職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（福井県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

2 福井県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合条例第8号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例の一部改正）

3 福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（福井県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

4 福井県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（福井県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

5 福井県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合条例第17号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。

（令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和2年12月に支給する期末手当に関する改正後の福井県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務条件、給与等に関する条例第13条第3項の規定の適用については、同項中「1000分の1275」とあるのは、「1000分の125」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年12月1日から施行する。

（令和3年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和3年12月に支給する期末手当に関する改正後の福井県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務条件、給与等に関する条例第13条第3項の規定の適用については、同項中「1000分の120」とあるのは、「1000分の1125」とする。

附 則（令和4年条例第5号）

この条例は公布の日から施行する。

附 則（令和5年条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年12月1日から施行する。

（令和5年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和5年12月に支給する期末手当に関する改正後の福井県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務条件、給与等に関する条例第13条第3項の規定の適用については、同項中「100分の1225」とあるのは、「100分の125」とする。

附 則（令和6年条例第1号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。